

ユース相談支援事業業務  
委託事業者募集要項

令和元年11月

尼崎市

こども青少年局 青少年課

## 1 事業の目的

本事業は、中学校在籍中に不登校である生徒に対する支援が中学校卒業後に途切れることを防止し、中学校卒業後も切れ目のない支援につなげるとともに、ひきこもり気味の青少年が重篤なひきこもりへ移行することを防止するため、不登校生徒、中学校卒業後に進学や就職もしていない者や高等学校中途退学者などでひきこもり気味の青少年及びその家族等へ必要な支援を行うことにより、本人の自己肯定感・社会性の育みや、自立の促進及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

ユース相談支援事業業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託期間

令和2年1月20日（月）から令和2年3月31日（火）まで

ただし、委託後、業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、この事業の令和2年度関係予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの委託契約の更新を行うことを基本とします。

## 3 応募資格及び応募制限

### (1) 応募資格

公募型プロポーザル方式への参加を申請しようとする者は、ユース相談支援事業業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。団体の法人格は必ずしも必要ありません。ただし個人は応募することはできません。

また、次の要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

ア ニ崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(イ) 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 国税、地方税等を完納している者。

ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ 次の事項に該当しない者。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

- (イ) 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
- (ウ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (オ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
- (カ) 破産者で復権を得ない者

## (2) 応募制限

- ア 複数の法人等で共同企業体を組織するなどグループで応募する場合は、代表の団体を定めて下さい。
- イ 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできません。
- ウ 同時に複数のグループの構成員となることはできません。
- エ その他グループで応募する場合、別紙の注意事項を遵守してください。

## 4 プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要項の配布	令和元年11月12日（火）から
説明会	令和元年11月15日（金）午後2時
質問の受付期限	令和元年11月18日（月）午後5時
質問の回答	令和元年11月22日（金）までにホームページ上に掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和元年12月4日（水）午後5時
書類審査（1次審査）	令和元年12月13日（金）までに実施
プレゼンテーション（2次審査）	令和元年12月23日（月）※時刻は別途通知します。
選定結果通知	令和元年12月末に通知

## 5 公募に関する質問の受付等

- (1) 質問の受付期限  
令和元年11月18日（月）午後5時まで
- (2) 本要項「10 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問票（様式1号）を提出してください（来庁、電話等による受付は行いません）。また、質問を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をしてください。
- (3) 回答  
質問に対する回答は、11月22日（金）までに質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表します。
- (4) 審査基準等に関する質問は一切お答えできません。

## 6 応募方法及び応募書類

令和元年12月4日（水）午後5時までに尼崎市こども青少年部青少年課（尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階）まで持参して下さい。

(1)から(6)をA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するとともに、整理した上で11部（正本1部、副本10部）提出して下さい。

(1) 企画提案申込書（様式2号）

(2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、応募者としてのアピールポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

(3) 見積書及び見積もり内訳書（任意様式）

(4) 事業実施体制（任意様式）

(5) 同種業務実績（任意様式）

(6) 会社概要（任意様式）

パンフレット等を会社概要に代用することも可とします。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）、水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和が元年に設立された法人等を除く）

## 7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。

(2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ公開の対象となります。

選定されなかった事業者のものは原則非公開とします。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとします。

(3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、尼崎市は一切補償できません。

## 8 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

ア 書類審査（一次審査）

応募書類の内容を書類審査し、上記3の応募資格の要件を満たさない場合や応募制限に抵触する場合には失格とします。

(ア) 実施予定日

令和元年12月13日（金）までに実施します。

(イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールで通知します。

イ プレゼンテーション（二次審査）

書類審査（一次審査）通過者に対し実施します。別途設置する「ユース相談支援事業業務委託事業者選定会議」において、企画提案書の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

(ア) 実施予定日

令和元年12月23日（月）に実施します。時間・開催場所等の詳細は、令和元年12月13日（金）午後5時までに電子メールで通知します。

(イ) 実施時間

1 応募団体につき35分程度を予定しており、応募者からの15分間の説明を実施していただいたのち、20分程度の質疑応答を行います。

(ウ) プレゼンテーションの方法

原則的に提出した提案書に基づき説明をすることとします。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をお願いします。

(エ) 説明者

会場への入室は3人以内をお願いします。なお、うち1人は必ず業務責任者となる予定の者が出席してください。

(オ) その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(2) 審査基準

下記の審査項目により採点します。なお、市内業者又は準市内業者であれば一定の加点を行います。事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、提案がある場合は企画提案書に記載してください。

- ・ 業務理解度
- ・ 支援対象者へのアプローチに関する実現性、特色性
- ・ 成果を図る指標の提案について
- ・ 事業実施方法、実施体制
- ・ これまでの取り組み実績について
- ・ コスト など

## 9 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。

なお、「ユース相談支援事業業務委託事業者選定会議」において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

- イ 契約締結時まで上記3の応募者資格を欠いていることが判明したとき
- ウ 契約締結時まで上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
- エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。

#### 10 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号（アマブラリ3階）

尼崎市子ども青少年局子ども青少年部青少年課（担当：岡田）

TEL 06-6423-9996

Eメール [ama-seisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-seisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp)

以上

（別紙）

#### 共同事業体（JV）により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数に事業者が集まり、共同事業者にて本プロポーザルに参加する場合には、「ユース相談支援事業業務委託事業者募集要項（以下、「要項」という。）に定める参加申込書及び提案書の作成等にあたり、次の事項に留意すること。

- 1 参加申込書と併せて、グループの代表及び構成員を記載した資料及び当該委託業務を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書（契約当事者となる代表企業及び構成員の記名押印をした書面であること）を併せて作成し提出すること。
- 2 要項3（1）アで必要となる書類及び要項6（6）の会社概要は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 3 委託事業を行うにあたっての各構成員の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成員は、すべて要項3（1）の要件を満たしていること。なお、いずれの構成員も本業務の他の共同事業体の構成員を兼ねることができない。
- 5 プレゼンテーションにあたっては、共同事業体を1社とみなし、出席者は責任者となる予定の者を含めて3人以内とする。また、出席者の中には代表構成員の担当者を含めること。